

十和田市ひらかれた議会づくり基本条例始動

「十和田市ひらかれた議会づくり基本条例」は、平成26年6月定例会において全会一致で可決され、平成27年1月1日から施行しました。

この条例は、市民の福祉向上と市政の発展に寄与することを目的としています。

市民と情報を共有
する、ひらかれた
議会を実現します。

市民に信頼される、
存在感のある議会
を築きます。



新しい取り組みの一例

例 1 議長及び副議長の選挙の際の所信表明（第7条）

正副議長を選出する際に、その職を志願する者の思いを明らかにするため、本会議において所信表明の機会を設けることを決めました。

例 2 同意議案に係る選考理由の説明等（第9条）

議長は市長に対し、同意を求める者の選考理由の説明を求めることができると決めました。また、同意人事に関して任期満了、退職等があった場合は、市長は議長に対してその旨を通知します。同様に、行政委員会の委員長等に異動があった場合も通知することを決めました。

例 3 基本的な計画、重要な事業等の説明（第10条）

基本的な計画、重要な事業等の説明については、議会側で重要な政策と判断するもの及び市長等の執行者側が重要な政策と判断するものが共に存在すると考えられることから、議会が開催を決定した場合及び市長が開催を依頼した場合の双方による全員協議会を決めました。

⇒十和田市ひらかれた議会づくり基本条例解説は
十和田市議会ホームページをごらんください。

※詳しくは

十和田市議会 検索